

令和4年4月1日から 「石綿の事前調査結果の報告制度」が スタートしました！

～ 電子システムによる報告をお願いします ～

令和4年4月1日から、建築物などの解体・改修工事を行う施工業者（元請事業者）は、該当する工事で石綿含有の有無の事前調査結果を労働基準監督署に報告することが義務づけられました。報告は、環境省が所管する大気汚染防止法に基づき、地方公共団体にも行う必要があります。

この報告は、原則として電子システム「石綿事前調査結果報告システム」から行っていただきます。パソコン、タブレット、スマートフォンから24時間オンラインで行うことができ、1回の操作で労働基準監督署と地方公共団体の両方に報告することができます。

【石綿の事前調査結果の報告と電子システムによる報告の概要】

1. 事前調査結果の報告対象

- 石綿の事前調査結果の報告対象は、以下のいずれかに該当する工事で、個人宅のリフォームや解体工事なども含まれます。
(石綿含有の有無に関係無く報告の必要があります)

【報告対象となる工事】

- 建築物の解体工事（解体作業対象の床面積80㎡以上）
- 建築物の改修工事（請負金額が税込み100万円以上）
- 工作物の解体・改修工事（請負金額が税込み100万円以上）
- 鋼製の船舶の解体または改修工事（総トン数20トン以上）



「結果の報告」の対象工事は↑のとおりですが、「石綿含有の事前調査」は、すべての解体・改修工事で必要です！

- 大気汚染防止法に基づき地方公共団体にも報告する必要があります。
(鋼製の船舶は、石綿障害予防規則に基づく労働基準監督署への報告のみ必要となります。)

2. 石綿事前調査結果報告システムによる報告のメリット

- パソコン、タブレット、スマートフォンから、行政機関の開庁日や開庁時間にかかわらず、いつでも報告ができます。
- 1回の操作で、労働基準監督署への報告と大気汚染防止法に基づく地方公共団体への報告を同時に行えます。
- 「プライムアカウント（G Biz ID）」を取得していただくと、複数の現場の報告をまとめて行うことができます。

！注意！ 令和5年10月以降に建築物の解体・改修工事に対する事前調査を行う場合、「石綿含有建材調査者講習」受講者等の有資格者による調査が必要になります！

詳しくは、石綿総合情報ポータルサイトをご覧ください！！

石綿障害予防規則の概要、法令改正の内容、建築物等の解体・改修工事や石綿の分析に関するマニュアルなど、事業者、作業員、発注者それぞれに向けた情報を掲載しています。

また、事前調査者の講習機関、事前調査結果報告システムについてもこちらでご確認ください。

